

医療法人相生会 一般事業主行動計画（第6回）

次世代育成支援対策推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日 ～ 令和11年3月31日までの3年間

2. 内 容

【目標 1】 育児休業の取得に関して以下を目標とする  
(1) 男性職員…現状の取得率100%を継続する  
(2) 女性職員…現状の取得率100%を継続する

<対策>

- ・ 令和8年4月～ 男性の育児休業取得者による体験談を管理者及び対象男性職員に向け発信していき、育児休業は必ず取得するという環境を作る。

【目標 2】 職員の月平均残業時間について以下を目標とする  
(1) 全職員の月平均残業時間10時間以内を目指す。  
(2) 施設による残業時間のバラツキを是正する

<対策>

- ・ 令和8年4月～ 残業時間の多い施設、残業時間の多い月について実態調査を行い問題点を把握する。
- ・ 令和8年5月～ 上記について対策を検討する。
- ・ 令和8年6月～ 各施設毎に対策を実施するとともに、職員の意識改革のためキャンペーンを行う。